

令和7年第2回定例会議

教育委員会会議録

令和7年3月7日

羽島郡二町教育委員会

令和7年第2回羽島郡二町教育委員会定例会会議録

※当議事録では、個人情報に関する記述の省略・不適切な表記の訂正などをしている部分があります。

○日 時 令和7年3月7日（金曜日）午後1時30分から午後3時30分まで

○場 所 岐南町役場 会議室2-2

○会期の決定について

＜日程第1＞ 前回の会議録の承認について

＜日程第2＞ 教育長の報告

○議 題

＜日程第3＞ 議案第3号 令和7年度羽島郡二町教育長職務代理者の指名について

＜日程第4＞ 議案第4号 羽島郡町立小・中学校における1年単位の変形労働時間制に関する実施要綱について

＜日程第5＞ 議案第5号 羽島郡町立小・中学校管理規則の一部を改正する規則について

＜日程第6＞ 議案第6号 羽島郡教育職員の業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講すべき措置に関する規則の一部を改正する規則について

＜日程第7＞ 議案第7号 笠松町立小中学校体育施設開放に関する規則の一部を改正する規則について

○協 議 題

＜日程第8＞ (1) 役職定年校長への感謝状の贈呈について

(2) 令和6年教育委員会年間事業報告について

(3) 令和7年教育委員会年間計画（案）について

(4) 令和7年度岐阜県市町村教育委員会連合会事業計画（案）について

(5) 令和7年度教職員の服務宣誓式（案）について

(6) 令和7年度年間行事計画（予定）について

(7) 次回（令和7年第3回）教育委員会定例会の開催について

【日 時】4月2日（水）10：30～11：30

【場 所】笠松町中央交流センター 3階 3-2会議室

(8) その他

人事に係る調印式

○出席者

教育長

野原弘康

教育委員（教育長職務代理者） 羽田野 正 史
教育委員 岩 井 弘 榮
教育委員 久 納 万里子
教育委員 佐 藤 由 香

○説明のために出席した者

総務課長 岩 田 由 美
学校教育課長 宮 川 浩 司
社会教育課長 藤 枝 豊 和

1 本日の書記

総務課長 岩 田 由 美

| | |
|------|--|
| | (午後1時30分 開会) |
| 教育長 | <開会> 只今より、令和7年第2回羽島郡二町教育委員会定例会を始めさせていただきます。 本日は定例会の後、人事に係る調印式がありますので、よろしくお願ひいたします。 |
| 教育長 | <会期の決定について> 初めに会期の決定についてお諮りします。議事日程により、会期については、本日1日とすることとしてよろしいでしょうか。 |
| 教育長 | 【異議なし】 ありがとうございます。異議なしと認め、会期は1日とさせていただきます。 |
| 教育長 | <日程第1> では、日程第1「前回の会議録」について、総務課長より報告をさせていただきます。 |
| 総務課長 | 前回の会議録の承認についてご報告いたします。 資料2頁をご覧ください。 |

| | |
|-----|--|
| | <p>令和7年第1回羽島郡二町教育委員会定例会議は、令和7年2月10日（月）10時00分より岐南町中央公民館 会議室で開催されました。</p> <p>その会議の概要を報告いたします。</p> |
| | <p>議題といたしまして、</p> <p>議案第1号 令和7年度羽島郡二町教育委員会特別会計予算（案）について 学校教育課長、社会教育課長、総務課長が議案書に基づき予算案の説明を行い、質疑の後、承認されました。</p> |
| | <p>議案第2号 令和6年度羽島郡二町教育委員会点検評価の報告について 学校教育課長、社会教育課長、総務課長がそれぞれの資料に基づき説明を行い、質疑の後、承認されました。</p> |
| | <p>協議題といたしまして、</p> <p>（1）次回（令和7年第2回）教育委員会定例会の開催について 総務課長が、3月7日（金）13時30分から岐南町役場 会議室2-2で開催することを確認いたしました。</p> |
| | <p>以上が、令和7年第1回教育委員会定例会議の報告でございます。</p> |
| 教育長 | <p>では、以上の会議録につきまして、何かご意見等よろしいでしょうか？</p> |
| | <p>【異議なし】</p> |
| 教育長 | <p>ありがとうございます。</p> |
| | <p>【前回の会議録については承認】</p> |
| 教育長 | <p>＜日程第2＞教育長の報告</p> <p>資料をご覧ください。3年間の生徒指導の実態がどのような状況かまとめたものでございます。毎月、各学校から報告を受けております。小学校と中学校と比較すると小学校の方が生徒指導に関わる案件が多くなっております。いじめの欄を見ていくと、件数が減少していることから、学級の安定という要因が非常に大きいと思います。一方的な指導ではなく、子供に寄り添いながら、話を聞きながら一つ一つできるところを目指し、丁寧な指導ができたと思います。日頃の先生方の成果の賜物だと感じております。岐阜羽島警察署などの相談機関があること</p> |

は、非常にありがとうございました。ネット関係のいじめとかは見えづらいので、来年度は携帯電話会社にお願いして、SNS等の利用について、両中学校を対象に人権研修という形で予定です。

次に、来年度の生徒指導に向けて、生徒指導主事会では各学校を訪問し、授業を観ながら日常の生徒指導について学び合おうと考えています。問題行動に対する対応よりも問題を起こさないような学校生活を過ごすにはどうしたらいいのか。そういう視点での学び合いを継続させていくこと。また、スクールロイヤーの存在が精神的に支えになっていると思います。早期に対応して、複雑化深刻化させないよう、生徒指導主事がスクールロイヤーの研修に参加する機会を設けていきたいと思います。

令和7年度に向けて、目指すのは教育振興基本計画にある願いですが、学校教育でその願いを達成していくために、今、弱くなっている部分があると感じています。山崎エマ監督の映画「小学校～それは小さな社会」では、監督自身が公立小学校を卒業し、中高ではインターナショナルスクールに行き、卒業後はアメリカで仕事をしています。おそらくインターナショナルスクールに通っていたときに、小学校では掃除や係活動、給食当番とか様々な活動をしてきたけれど、インターナショナルスクールではそのような活動を行っていない。アメリカで仕事をするようになって、山崎監督が他の人から言わることは、責任感がありますねとか、時間にきっちりしていますね、チームへの貢献が素晴らしいですねとかお褒めの言葉をいただいている。山崎監督としてみれば当たり前のことに思えるのですが、海外の人から見ると、これは素晴らしいことだ。それがどこに起因しているかというと、やはり小学校教育の影響が大きいではないか。そのようなことで、この映画を製作したきっかけであります。日本の教育と海外の教育に違いが、具体的には、日本の新幹線などは運行が秒単位で管理されていることが当たり前、落とし物は自分の元に帰ってくる、サッカーフィールドでは日本人がゴミを片付け帰るとかが日本人ならではで、海外から見れば尊敬される部分であります。その背景には、小学校のときに受けた教育があるのではないか。6歳まで同じ言葉なのに、12歳になる頃には日本人になっているという映画のタイトルがついています。その内容は、援助が必要な児童が2年生になるときに1年生を迎える会で2年生が楽器演奏することになった。その児童は、大太鼓のオーデションを受けたが、駄目だった。とても悲しんだけど、次はシンバルのオーデションを受け、合格したのだけど、なかなか思うようにできない。他の楽器を演奏する子は自宅で練習しているが、その児童は練習するけど不十分のようで、全体練習では皆と合わせることができない。先生はその児童に厳しい指導をしますが、その児童は

諦めずに、また、寄り添う先生が近くにいたこともあって、それを乗り越え、見事に演奏することができました。目的意識を持って自分で頑張ろうとしている児童生徒には、厳しい指導は通じると思います。ただ、嫌々やらされているとか強制的にやらされているとかの児童生徒には、難しいのではないか。そういう児童生徒には、その値打ちや楽しさがわかる指導やできたら褒める指導が基盤としてあります。自分が目的をもってこれをやりたいという部分については、厳しいといふのか要求する指導がなければならないと思います。この映画を親子でもいいので観ていただき、今の日本という国の良さを把握して、学校教育とつなげて考えながら、今の日本人には何が大事か共通認識をもてるような場になればよいと思います。より高い目標をもち、要求指導をする。自信がない児童生徒には支える指導が必要となる。これも個に応じたきめ細かな指導といえるでしょう。さらにもう一つは仲間との関わりが大事になってくると思います。

次に、地域についてですが、立志塾に参加した笠松中学生が、笠松のお祭りでお神輿を担ぐプロジェクトや復活させるプロジェクトを立ち上げると話してくれました。その話を笠松町の会議で紹介し、地域の方の願いとしても中学生への期待は大きいです。今が動くタイミングではないかということで、校長先生とも話をし、中学生のリーダーたちはお神輿を見に行っていますし、3月11日には中学校でお神輿が展示されています。お祭りの前には、地域清掃があり、中学生や小学生は親子での参加ができないか、連携を図っています。中学生や小学生が参加してくれたときに、地域の人がどういう声をかけてくれるか。子供たちが「やって良かった」「次もやろう」と活力になるようなことを会議ではお願いしてきました。

岐南中学校では今日の卒業式の答辞のなかで、子供たちが積極的に外への活動をしようとしているので、その受け皿やパイプができればよいと思います。コロナ前までに戻すとは言えないかもしれないけれど、少しずつ活動ができたらよいと思います。

そして、次に教職員についてですが、森信三先生の言葉に「教育という仕事は、相手の生命に火を点じて、これを目覚めさす点にあり、それはまた相手の人間を、真に主体的に自己を確立させることだといえましょう。それには、何よりも先ず教師たるわれわれ自身が、みずからの生命に火を点じなくてはならぬからです。かくして真の教育は、教師自身がみずからの主体的生命に生きることによってのみ行われると言えましょう。」ということ言ってみえますが、要は自分から学ぶことを言っています。今年、実践記録を表彰した先生方は、苦労しただろうけれど、苦しい部分があったらだろうけど、こうした喜びを感じてもらえる先生方が

| | |
|------|--|
| | <p>多くいてほしいと思いますし、働き方改革というのは、働きがいを生み出す改革ではないと意味がないと思っています。その辺りを大事にしたいと思いますし、4月の服務宣誓式でも話したいと思っております。</p> <p>3月議会については、笠松町は一般質問がありませんでした。岐南町は加藤議員からネクストG I G Aスクールについて、広瀬議員からは異常気象の対応について、木下議員からは文化、芸術鑑賞について、村山議員からは選挙について、松原議員からは子どもの環境ということで、教職員の確保について一般質問が出ております。</p> <p>何かご質問等はございますか。よろしいでしょうか。</p> |
| 教育委員 | はい。 |
| 教育長 | <p>ありがとうございます。</p> <p>では、議事を進めさせていただきます。</p> |
| | <p><議題について></p> <p><日程第3></p> |
| 教育長 | <p>議案第3号 令和7年度羽島郡二町教育長職務代理者の指名について 総務課長、説明をお願いします。</p> |
| 総務課長 | <p>資料3頁をご覧ください。</p> <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項に教育長に事故あるとき、又は教育長が欠けた時は、あらかじめ、その指名する委員がその職務を行うとあります。今年度職務代理者を務めておられます羽田野 正史委員の職務代理者としての任期が、令和7年3月31日に任期満了を迎えることに伴いまして、新たな職務代理者の指名について、ご協議をよろしくお願いいたします。</p> <p>これまでの経緯をご説明しますと、岐南町・笠松町の教育委員さんに交互にお務めいただいておりまして、令和7年度は笠松町の委員さんにお願いするということでおろしいでしょうか？</p> |
| | <p>【教育委員で話し合い】</p> |
| 教育委員 | 岩井委員さんがいいと思います。 |
| 教育長 | 岩井委員さん、よろしいでしょうか。 |

| | |
|-----------------------|--|
| 岩井委員 教育長 学校教育課長 | <p>わかりました。</p> <p>岩井委員さん、よろしくお願ひいたします。</p> <p>では、次に議案第4号、議案第5号、議案第6号をまとめて学校教育課長、説明をお願いします。</p> <p>＜日程第4＞</p> <p>議案第4号 羽島郡町立小・中学校における1年単位の変形労働時間制に関する実施要綱について</p> <p>＜日程第5＞</p> <p>議案第5号 羽島郡町立小・中学校管理規則の一部を改正する規則について</p> <p>＜日程第6＞</p> <p>議案第6号 羽島郡教育職員の業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講すべき措置に関する規則の一部を改正する規則について</p> <p>6頁をご覧ください。羽島郡町立小中学校における1年単位の変形労働時間制に関する実施要綱についてですが、来年度より岐阜県の公立高等学校、県立学校で変形労働時間制を導入することに伴い、小中学校についても法整備を行います。変形労働時間制ということですけど、自由に変形労働時間ができるのではなく、ある一定の条件が必要となります。対象となる職員は要綱の第3条にあります。1年間の変形労働時間制の対象となる職員は、対象期間の短い期間において任用される者や、途中で退職され判明している者。途中で転任にしてきたものを除くすべての職員が対象となります。適用方法については、1年間の変形労働時間制を適用するためには、まずは変形労働時間に耐えうるだけの労働環境を整備するということで、年間の総労働時間で残業時間が320時間以内であること。職員会議等についても勤務時間内に行うというような条件があります。さらに、変形労働時間を行うには、どこかでしっかりと休んで、その分どこかでたくさん働くということになるので、休む期間については長期休業日の春休み、夏休み、秋休み、冬休みのどこかで連続して2日以上休みを取得すること。その分の時間を、職員が少なくなるタイミングで勤務時間を増やしてもいいという制度でございますので、例えば年休等はどうしても必要だという先生方は、年休が増やせる部分に繋がると思います。それに伴って、年度末にすべての常勤の先生方へ通知していくことと、新年度始めに対応していきます。具体的にどのように対応していくかというのが、9頁以降の様式があります。まずは、勤務時間の割り振りで、割り振りを行うことでどの期間に増やすかを記入</p> |
|-----------------------|--|

し、集計します。また、適用条件確認表が10頁にございます。これらのことしつかり捉えられていない学校では、変形労働時間することによって、かえって辛い思いをしたり、これをやることによって、長い時間勤務できるときに余分に仕事を増やすとか、そういうことはできませんので、あくまでも、通常の勤務の中でどうしても忙しい時期がある。例えば、中学校であれば、採点の時期であったりとか、入試の対応の時期であったり、そういうときに残る場合があるので、その部分を他でしつかり休めるようにする制度になっております。報告書については、様式第3号、第4号と様式を定めていますので、各学校から教育委員会へ報告することになっております。取らないといけないものではないので、どうしても必要とされる場合は、取っていくという制度で、なおかつ、それを取ることによって不利益がないということをしっかりと伝えていきたいと思っております。

続きまして、要綱が制定されることに伴い、羽島郡町立小・中学校管理規則の一部を改正することになります。その資料が14頁以降となります。変形労働時間制については、第20条の2に「校長は、変形労働時間の対象となる職員が1年単位の変形労働時間制度の適用を望む場合は、」というところで、方針に沿って行い、これを追加することによって、羽島郡町立小・中学校管理規則の中でも、変形労働時間制を認めているということになっております。それとともに、今まで非常変災し、地震、雷、台風等の部分とインフルエンザ等の流行性のものの出停の用紙が様式が同じであったため、法律と一致してない部分がありましたので、学校保健安全法の感染症予防の出席停止の部分と、学校教育法施行規則の第63条の中の非常変災時のものについては、分けるように改正いたします。18頁、19頁が改正案の様式となります。18頁は出席停止報告ということで、学校保健安全法に定められているインフルエンザ、コロナ、はしか等で出席停止、学級閉鎖、学年閉鎖等になった場合の提出書類となります。19頁の臨時休業報告は、台風接近や大雪等の場合の報告となります。

次に、43頁からをご覧ください。羽島郡教育職員の業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する規則の一部を改正するのは、変形労働時間制を行うためには、先生方の勤務時間の管理をしつかりと行わないといけないためです。先ほどご説明しました320時間については、第2条第3項に、当該教職員について前2項に規定する上限の適用については、同項第2号中「360時間」とあるのは「320時間」とする。と改正します。これらのこととは第4項にありますが、教職員の業務量の適切な管理その他教職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項であると考えております。2つの規則改正を含め運用を開始いたします。以上でございます。

| | |
|--------|---|
| 教育長 | この件につきまして、何かございますか。 |
| 岩井委員 | まずは制度の整備が必要となり、新年度から始まるわけですね。個人で手を挙げるのですか。 |
| 学校教育課長 | 個人で行うのですが、前年度まで残業時間が多い先生や管理ができていない先生については適用できないです。勤務時間については、しっかりと管理していても残業をしなくてはならない期間があって、長期休暇で仕事量が少ない時に出勤しないといけないことがある先生は、上手に使っていただけすると年間のバランスで考えたときに、メリハリのある働き方ができるというメリットあります。 |
| 岩井委員 | これは、羽島郡二町教育委員会だけが厳しいのですか。 |
| 学校教育課長 | 岐阜県下同じです。取るとしたら、お盆と秋休みの期間です。1日休むとその分付加されるので、取り過ぎると平日が負荷となります。その先生はこういう勤務ですと周知しないといけないです。 |
| 教育長 | このような制度が4月から施行されることを、ご承知おきください。 では、次に、 <日程第7> 議案第7号 笠松町立小中学校体育施設開放に関する規則の一部を改正する規則について 総務課長、説明をお願いします。 |
| 総務課長 | 50頁からをご覧ください。改正理由は、令和6年12月末での笠松町南体育館の施設使用の停止に伴い施設使用の調整を行うため、各小学校屋内運動場等の使用時間を延長する必要があることから改正いたします。58頁の別表に改正箇所がございます。1つは、各小学校屋内運動場の平日の使用時間を現行の午後6時30分から午後9時30分までを午後4時30分から午後9時30分までに改正いたします。2つめは、笠松中学校屋内運動場とテニスコートの使用時間を修正し、全日の午後6時30分から午後9時30分までとし、施設区分Dとして追加いたします。3つめは、テニスコートを除く笠松中学校屋外運動場の使用時間に関する記述を削除いたします。以上でございます。 |
| 教育長 | ご質問等よろしいですか。 |

| | |
|-----------|--|
| 羽田野委員 | どうして使用時間を早めたのですか。 |
| 教育長 | 笠松町南体育館施設の使用の停止によって、笠松町南体育館の利用者のために、時間を早くしました。 |
| 羽田野委員 | 午後4時30分だと小学校には児童がいるのではないですか。 |
| 教育長 | その辺りは調整します。 |
| 佐藤委員 | 児童の帰宅時間が遅れて、利用者が早めに見える時が危険ですので、利用者にそのことを周知していただきたいです。 |
| 教育長 | 今のご意見を笠松町の担当にお伝えします。 |
| <協議題について> | |
| <日程第8> | |
| | (1) 役職定年校長への感謝状の贈呈について 総務課長、説明をお願いします。 |
| 総務課長 | それでは、59頁から61頁をご覧ください。 今年度末で役職定年となられる校長先生方に、感謝状を贈呈させていただくのですが、令和7年3月31日をもって役職定年となられる校長先生は、3名おみえになります。3月28日(金)午後3時からを予定しております。例年、県での辞令を受けられたのち、その日の午後に岐南町役場の会議室で行っておりますので、ご承知おきいただきたいと思います。 |
| 佐藤委員 | 私たち、教育委員は出席するのですか。 |
| 教育長 | 事務局だけで行いますので、出席は必要ないです。 |
| | (2) 令和6年教育委員会年間事業報告について (3) 令和7年教育委員会年間計画(案)について (4) 令和7年度岐阜県市町村教育委員会連合会事業計画(案)について 総務課長、説明をお願いします。 |

| | |
|------|--|
| 総務課長 | <p>(2) 令和6年教育委員会事業について報告します。</p> <p>62頁をご覧ください。教育委員会の事業として、令和6年1月1日から令和6年12月31日までの1年間に10回の定例会を開催しました。また、運営協議会については、2月に新年度予算と点検評価の報告を併せて協議していただき、10月には、令和5年度の決算の報告、及び現状等のご報告をさせていただきました。4月には服務宣誓式、校長との懇談会にも出席いただき、5月には二町の総合教育会議ということで、教育大綱ならびに第4次教育振興基本計画とこれからのICT教育の推進についての説明と意見交換を行いました。学校訪問については、6月に松枝小学校、9月に東小学校で教育現場を会場とした会議を行い、10月には大阪市への県外視察研修や高山市で開催された岐阜県市町村教育委員会連合会研究総会にも参加していただきました。立志塾では事前研修や8月の高山市研修に同行していただくだけでなく、他の研修日にも可能な限り参加していただき、ご助言をいただきました。ありがとうございました。</p> |
| 総務課長 | <p>(3) 令和7年教育委員会年間計画（案）について</p> <p>63頁は令和7年についての計画表ですが、2月の実施済事業及び決定事項として教育委員会連合会研究総会の日程等が記載してあります。立志塾の高山研修の日程も記載せていただきましたが、これから先方との調整を行うためあくまでも予定となります。その他の事業が増えることもあります、その都度ご相談させていただきます。こちらは、計画（案）ということでご理解ください。よろしくお願いいたします。</p> |
| 総務課長 | <p>(4) 令和7年度岐阜県市町村教育委員会連合会事業計画（案）について</p> <p>64頁は、市町村教育委員会連合会より令和7年度の県連合会関係行事予定「事業計画最新案」の配布依頼がございましたので本日お渡しさせていただきます。現在の予定では、研究総会が11月7日（金）に郡上市総合文化センターでの開催が予定されております。正式には5月開催の役員会・総会で決定されるということですので、よろしくお願いいたします。</p> |
| 教育長 | ご質問、ご意見はございますか。 |
| 岩井委員 | 5月の総合教育会議の日程は決まっていますか。 |
| 総務課長 | まだ決まっていません。例年5月の中旬に行ってますので、教育委員の皆さん |

| | |
|--------|--|
| | んの5月の予定をお聞きしたいと思っています。 |
| 教育長 | <p>【教育委員のスケジュールを確認】</p> <p>この件については、よろしいでしょうか。</p> <p>(5) 令和7年度教職員の服務宣誓式（案）について 総務課長、説明をお願いします。</p> |
| 総務課長 | 65頁をご覧ください。4月2日（水）に9時30分から笠松中央交流センター・大ホールで服務宣誓式を行います。そのあとに、第3回教育委員会定例会議を同じ階の会議室で行います。会議に引き続き、校長先生方との懇談会も予定しております。本日、案内通知を配布いたしましたので、ご確認ください。 |
| 学校教育課長 | 令和7年度の年間行事予定表について説明いたします。岐阜県からの予定を基に教育委員会の予定表を作成しました。立志塾の予定も仮で記載しております。卒業式は例年どおりの予定です。 |
| 久納委員 | 公表会は記載してありますか。令和7年度はどこの学校で行われるのですか。北小学校が11月28日にありますね。 |
| 学校教育課長 | まだ決まってない行事とかもあります。 |
| 教育長 | <p>また、何かありましたら言っていただきたいと思います。</p> <p>では、この後、人事の調印式を行います。</p> |
| | <p>【人事に伴う調印式】</p> <p>以上で、すべての議題についての協議は終わりました。これをもちまして、令和7年第2回教育委員会定例会を閉じさせていただきます。</p> <p>ありがとうございました。</p> |
| | (午後3時30分 閉会) |